

社会資本整備審議会河川分科会（第29回）

平成19年10月11日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第29回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたします。

私、事務局を務めます国土交通省河川局総務課長の でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は第29回河川分科会に引き続き、15時から第30回河川分科会を本会場で予定しております。事務局の都合により、このような日程とさせていただきましたが、両分科会に出席される委員の方には、長時間となりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、まず本回の議題でございます「相模川水系」「阿賀野川水系」「鶴川水系」及び「矢部川水系」に係る河川整備基本方針の策定について調査審議するため、臨時委員として、相模川水系に関しては神奈川県知事及び山梨県知事、阿賀野川水系に関しましては福島県知事及び新潟県知事、鶴川水系に関しましては北海道知事、矢部川水系に関しましては福岡県知事にご出席をお願いし、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。

まず最初に、議事次第、配席図、委員名簿とございます。それに続きまして、資料目次がついてございますけれども、それに従いまして、資料1-1としまして、河川整備基本方針（案）の概要、それから資料2といたしまして、河川分科会河川整備基本方針検討小委員会報告、それから資料3といたしまして、3-1から4までございまして、相模川水系、阿賀野川水系、鶴川水系、矢部川水系のそれぞれ整備基本方針（案）それから資料4-1から4-4までということで、相模川水系、阿賀野川水系、鶴川水系、矢部川水系の参考資料という形で、工事实施基本計画と整備基本方針の対比表がつけてございます。

以上、何か不備はございますでしょうか。ございましたら事務局にお申し付けください。よろしいでしょうか。

次に、本回の委員の出席状況でございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、河川局長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局】 委員の先生方には、お忙しいところ集まりいただきまして大変ありがとうございます。きょうは事務方の都合によりまして2回会議がセットされております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

水系としては4本と3本ということをごさひまして、よろしくお願ひします。せつかくの機会をごさひますので、今、ご承知のように、臨時国会が開催中をごさひまして、衆議院の予算委員会が開催されております。来週、参議院の予算委員会ということをごさひますが、民主党の前原議員から、むだがまだいっぱいあると、その代表選手がダムであると、河川局だということをご質問なされておりました。そのような中ですが、できるだけ速やかに河川整備の基本をごさひます基本方針、さらには整備計画を策定してまいりたいというふうにお願ひしております。引き続きよろしくご指導いただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、分科会長、よろしくお願ひいたします。

【分科会長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、委員の皆様には、ご多用中のところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

今回の議題は「相模川水系」「阿賀野川水系」「鶴川水系」及び「矢部川水系」に係る河川整備基本方針の策定についてでございます。

本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会長に付託されたものであります。これを受けて、河川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要だと判断し、河川分科会運営規則に基づき、当分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただきました。

小委員会での審議の経過及び結果につきまして、委員長よりご報告をお願ひいたします。委員長、よろしくお願ひします。

【委員】 でございます。

それでは、私より、「相模川水系」「阿賀野川水系」「鶴川水系」及び「矢部川水系」の河川整備基本方針の審議結果についてご報告いたします。

資料2に基づいてご説明しますが、相模川水系及び阿賀野川水系については6月15日、7月11日、鶴川水系については6月29日、7月31日、矢部川水系については8月1

0日、8月31日の2回小委員会を開催しました。小委員会には各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換がかわされ、各河川の整備の方針について議論していただきました。

ご出席のメンバーは、この資料2の6ページから7ページに掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において指摘された委員意見と、それらの対応についてご紹介いたします。

まず、相模川水系でございますが、資料1をごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、相模川は神奈川県と山梨県にまたがる河川で、流域面積は1,680平方キロ、幹川流路延長113キロ、想定氾濫区域内人口約30万人の一級水系でございます。中流部から下流部にかけて市街地が広がり、特に下流の平野部に人口・資産が集中し、一度氾濫すると甚大な被害が発生します。

災害の発生の防止及び軽減についてでございますが、基本高水のピーク流量は工事実施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、基本方針においても既定計画と同様に、基準地点厚木で毎秒1万100トンと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道で毎秒7,300トン、洪水調節施設で毎秒2,800トンとしています。基本高水流量と計画高水流量の差分については、既存施設の有効活用により対応することとしています。相模川、中津川、小鮎川合流付近で河道拡幅により、流下能力を確保することとしています。

河川環境の整備と保全に関してでございますが、上流部では良好な溪流環境を保全することとしています。中流部では、河床の掘削形状に配慮して、アユ等の産卵・生息場となる瀬・淵の保全を図るとともに、カワラノギク等の河原固有の動植物が生息・生育する礫河原の保全を図ることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持についてでございますが、広域的かつ合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保することとし、流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、小倉地点でかんがい期はおおむね毎秒20トン、非常かんがい期はおおむね毎秒10トン、寒川取水堰下流地点で年間を通しおおむね毎秒12トンとしています。

次に、審議経過の報告でございますが、これは資料2に基づいてご報告いたします。

河道計画についてですが、河床材料について粒度分布や量も含め、定量的な把握が必要

でないかとの意見がありました。これについては、本文に記載することとし、資料4 - 1をごらんください。対比表の7ページ、右の欄の上から1行目に、「河床材料の経年的変化だけでなく、粒径分布と量も含めた土砂移動の定量的な把握に努め、土砂移動の連続性を回復するため、上流から海岸までを一体的にとらえた総合的な土砂管理を進める」と記載いたしました。

河川環境についてですが、河口の干潟環境がほとんど失われている状況なので再生していく旨を本文で記述すべきとの意見がありました。これについては、本文に記載することとし、この資料4 - 1でございますが、対比表の9ページの右側、上から15行目、「シギ・チドリ類等の渡り鳥の中継地となる河口干潟の保全・再生に努める」と記載いたしました。

その他に、山梨県でも浸水被害が発生していることを説明すべきとの意見がありました。これについては、昭和57年8月、9月及び昭和58年8月には大規模な降雨があり、河口湖の水位が上昇し浸水被害が発生しました。これを契機に河口湖と相模川支川宮川を結ぶ放水路を整備し、浸水被害がおおむね解消されているとの説明が事務局よりありました。

以上が相模川水系でございます。

次に、阿賀野川水系でございますが、資料1の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、阿賀野川は流域面積は7,710平方キロメートル、幹川流路延長210キロ、想定氾濫区域内人口約70万人の一級水系であります。下流部の越後平野には政令指定都市の新潟市、上流部の会津盆地には地方拠点都市の会津若松市があり、ここに人口・資産が集中しております。阿賀野川の年間流出量は、我が国有数の水量を誇り、古くから電源開発が進んでいます。

災害発生の防止及び軽減に関してですが、基本高水のピーク流量は工事实施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、工事实施基本計画では馬下地点で毎秒1万5,500トン、山科地点で毎秒6,000トンとしていましたが、既設の洪水調節施設の効果を適切に評価した上で、基本方針では、馬下地点で毎秒1万5,700トン、山科地点で毎秒6,100トンと設定しました。

洪水調節施設と河道への流量配分は、馬下地点河道で毎秒1万3,000トン、洪水調節施設で毎秒2,700トンとし、山科地点では河道で毎秒4,800トン、洪水調節施設で毎秒1,300トンとしています。

基本高水流量と計画高水流量の差分については、既存施設の有効活用により対応することとしています。堤防の新設、拡築及び河道掘削、樹木伐開により河積を確保することとし、特に上流部では、急流河川であることを踏まえ堤防の拡築及び強化を行うほか、下流部では水衝部に水制や護岸等を整備することとしています。流下阻害の一因となっている固定堰、橋梁等の横断工作物を改築するほか、堤防の質的強化対策を実施し、堤防の安全性を確保することとしています。

上流部では澇筋の変化が激しい河川環境を踏まえ、淡水型イトヨやウケクチウグイ等が生息するワンド・細流・湿地等の河道特性の保全に努めることとしています。下流部では、ウケクチウグイ、アユ等が生息する瀬と淵が交互に連続する河床形態を保全するとともに、河口部におけるサギ類の集団営巣地である中州や水際のヨシ等の抽水植物群の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、広域的かつ合理的な水利用の促進を図る等、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとし、宮古地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、非かんがい期はおおむね7トン、かんがい期はおおむね毎秒3トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利用、河川環境の保全等に資するものとし、阿賀野川頭首工上流地点では、非かんがい期はおおむね毎秒77トン、かんがい期はおおむね毎秒110トンとしています。

審議の経過でございますが、これまた資料2の2ページをごらんください。

基本高水に関してですが、利水ダム群は下流に対してどのような効果があるのかとの意見がありました。これについては、利水ダムの設置に伴い、河川特性や貯水池の状況等によっては、河道貯留の減少や洪水伝搬速度の増大、貯水池堆砂などの治水上の悪影響を及ぼす恐れがありますが、これに対しては河川法第44条から55条の「ダムに関する特則」により、利水ダムを設置する者は、河川の従前の機能を維持するためサーチャージ容量等の確保等、あるいは予備放流等の措置により適切に運用を行うよう義務づけられており、この旨の措置が施されているとの説明が事務局よりありました。

只見川では確かに人は少ないが、下流に対する水の出方を考慮すると、片門地点を主要地点に変更してよいのか、これを基準地点にしなくてよいのかとの意見があります。これについては、基準地点は、水系の洪水防御計画の対象外力を設定するための基準とする地点であり、水系全体の主要な洪水防御対象区域を想定して馬下地点を設定しており、片門地点では資産の集積等が少ないことから、主要地点として流量管理を行い、水理・水文資

料についてはこれまでと同様に十分に観測を続けていくとの説明が事務局よりありました。

その他として、只見川の発電は堆砂問題や水質問題を抱え、大きな問題となっていないのかとの意見がありました。これについては、一部の利水ダムではダム堆砂が進行しているので、堆砂状況をモニタリングしながら、必要に応じ、堆砂対策を実施していくほか、一部のダムでは貯水池のシルト・粘土、有機物の堆積による異臭が発生しており、堆積土砂の掘削などを実施し、堆積土砂や流入土砂に対する対策を検討中である旨の説明が事務局よりありました。

空間管理については、橋梁は川に対する愛着を育むものであり、川に対するイメージカラーとしての色やデザインなどの管理が必要ではないかとの意見がありました。これについては、阿賀野川では平成元年3月に新潟県、福島県と共同で河川空間の適正な利用とか保全について河川空間管理計画を定め、橋梁等の構造物の占用許可において、河川環境に配慮した形状とか色調とか材質を選定するように河川管理者が指導することとしており、今後とも景観等に対するニーズの変化にあわせ指導していくとの説明が事務局よりありました。

以上が阿賀野川水系でございます。

次に、鶴川水系でございます。また資料1、河川整備基本方針の概要の3ページをごらんください。

まず、流域及び河川の概要でございますが、鶴川は北海道の胆振東部に位置しており、流域面積は1,270平方キロ、幹川流路延長135キロの一級水系で、下流部には北海道レッドデータブックの地域個体群に指定されているシシャモの自然産卵床が見られるほか、河口部には渡り鳥の重要な中継地となっている干潟が存在するなど、豊かな自然環境を有しています。

災害の発生の防止及び軽減に関しては、基本高水のピーク流量は工事实施基本計画を変更するような出水はこれまでに発生しておらず、流用データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、基本方針においても既定計画と同様に、基準地点鶴川において毎秒3,600トンと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分については、河道のみで毎秒3,600トンとしています。

河川環境の整備と保全に関しては、豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐべく関係機関や地域住民と連携し、その保全、再生に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関してですが、広域的かつ合理的な水利利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量の確保に努めることとし、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量については、鶴川地点において年間を通しておおむね毎秒6トンとし、もって流水の適正な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資するものとしています。

審議経過についてでございますが、また資料2の3ページをごらんください。

河道計画と河川環境についてですが、シシャモの産卵床について、現状及び保全方策に関する質問がありました。これについては、河口より上流3キロから7キロ付近の下流域に主要な産卵床が分布しており、これら区間の河川改修の際には、産卵期の水位にあたる豊水位以上で掘削を行うなどの配慮をすること。さらには、継続的に種々のモニタリングを行い、生息環境の保全を図っていく旨の説明が事務局よりありました。

具体的には、資料4-3、対比表の8ページ、右側、下から6行目に「モニタリング及び河道の適切な管理により下流部におけるシシャモ、サケ等が遡上する良好な魚類等の生息環境の保全に努める」と記載いたしました。

水質に関しては、上流部の観測地点における水質について、過去数年間にわたり環境基準を超過したことと、周辺開発との関係について質問がありました。これについては、上流部の開発時期と水質の悪化時期は一致しておらず、双方の因果関係は明確ではないこと。近年においては環境基準を満たしていることから、関係機関と連携し適切にモニタリングを行いつつ、引き続いて良好な水質の保全に努める旨、事務局より説明がありました。

以上が鶴川水系でございます。。

次に、矢部川水系をご説明いたします。また資料1の4ページをごらんください。

矢部川の流域及び河川の概要でございますが、矢部川は福岡県南部に位置しており、流域面積は647平方キロ、幹川流路延長61キロ、想定氾濫区域内人口約12万人の一級水系であります。下流部では沖積平野と干拓地からなる低平地が広がっているため、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生します。また、クリークが網の目のように発達し、高度で複雑な水利用が行われています。

基本高水のピーク流量は、工事実施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討を総合的に検討し、基本方針においても既定計画と同様に基準地点（船小屋）で毎秒3,500トンと設定しました。洪水調節施設と河道への流用配分は、河道で毎秒3,000トン、洪水調節施設で毎秒500

トンとしています。

基本高水と計画高水流量の差分については、既設洪水調節施設により対応することとしています。河道では樹木伐開や分水路の河床掘削により流下能力を確保することとしています。関係機関と連携・調整しながら堤防や高規格幹線道路等をネットワーク化し、復旧資材の運搬路や避難路を確保する広域防災ネットワークの構築を検討することとしています。

河川環境の整備と保全でございますが、上流部では、溪流環境の保全に努めるとともに、中流部では、河畔林の伐開を必要最小限として、河川、耕作地、クスノキ林のエコロジカルネットワークの保全に努めることとしています。また、下流部では、高潮堤防等の整備を行う際に、干潟環境の保全に努めることとしています。

河川な適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後、流量調査や環境調査等、河川や流域における諸調査を踏まえ、クリーク等を介した複雑な農業用水の利用特性を把握した上で決定することとしております。

審議経過については、また資料2の4ページをごらんください。

流水の正常な機能の流量に関して、正常流量を決めないとのことだが、他の河川と違うところはどこかとの質問がありました。矢部川では藩政時代から激しい水争いの歴史があります。矢部川を挟んで柳川藩と久留米藩がそれぞれみずから設けた堰の水を一滴も他藩に落とさないことを目的に、1679年より約160年間をかけて廻水路（バイパス）を設け、現在もこれらを利用しております。また、現在では、取水形態や水利用等に不文の慣行が存在していることに加え、取水した水を流域内のクリークに一度貯留してから反復利用されております。矢部川の流況や各地域の水事情に応じ複雑な取水量の調整が行われており、水利用者の取水量は大きく変動しているため、水利流量の設定が難しく、正常流量が決められないとの説明が事務局よりありました。

日向神ダムの弾力的運用を恒久的に行うと、既得権化するのではないかとの意見がありました。これについては、ダムの弾力的管理試験は流水環境の改善等を目的として試験的に実施しているということ、実施に当たっては「福岡県矢部川流量安定化対策会議」において検討し、関係機関との協議の上で補給を実施している旨の説明が事務局よりました。

以上のような議論を取りまとめて、諮問されました4水系の河川整備基本方針の案を作成いたしましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、審議に入りたいと思います。

まず最初に、この分科会の委員の方々のご意見を伺って、その後に県知事の方、道知事の方からご意見を伺いたいと、そういう順序で進めたいと思います。いずれの川でも結構ですから、どなたでもご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 全体にわたるのかもしれないんですけども、河川環境の整備と保全に関する項目で、例えば鶴川のシシャモの例を挙げますと、シシャモの良好な自然産卵床、産卵床と特定してあるんですけども、生息環境となっております、これはタッセン型川づくりの見直しで、多自然型川づくりを多自然型川づくりに見直しするに伴って、生育・生息・繁殖とわざわざ繁殖を入れた経緯があって、ただ住むだけだったら大丈夫だけれども、繁殖大変だというときには、やっぱり繁殖と特定したほうが、今後、そのあたりにポイントがいくことが見えておりますので、各計画方針において、もし書きかえが可能な部分があれば、繁殖というのを加えていただくのがいいかと思います。

【分科会長】 事務局、いかがですか。

【事務局】 以前にもそういうご指摘がございまして、きちんと整理させて載せていきたいと思えます。

【分科会長】 再点検をよろしくをお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 鶴川はシシャモが北海道の中でも風物詩に載るぐらい盛んにとられるところらしかったんですけども、最近シシャモのとれ方がすごく少なくなったという話も伺いました。タンポポの産地で、とても明るい北国のイメージだったんですね。温暖化によって多少水流や、水温も含めて、水の流れも変わったみたいで、タンポポの時期もちょっと違ってきている。それも含めて、モニタリングをするという1行がありますけれども、このモニタリングは定期的におやりになるのでしょうか。それとも適時に応じておやりになるのか。そして、また、モニタリングしたものは全国に公表されるのでしょうか。

【事務局】 以前、かなり乱獲といっちは何ですけども、かなり多くとりすぎてシシャモが少なくなったということもありました。そのことから、地元の漁業の方々も結構シシャモに対して放流するなり育成されておられて、それに加えて、河川のほうの影響がシシャモにもあるかどうかというあたりは、これはずっとこれからモニタリングしていかないとわからない問題だと我々認識しておりますので、産卵床がどうなっているのかとか、シ

シャモの生息状況がどうなっているかというのを定期的にモニタリングをしていきたいというふうに河川のほうでも考えているところです。できる限りまとまった時点で公表できるものがありましたら、出していきたいというふうには考えてございます。

【委員】 ほかの川でも同じなんでしょうけど、定期的に行っているというふうな前例と報告はあるんでしょうか。

【事務局】 モニタリングにつきましては、それぞれ目的のあった中でそれぞれやっています。それとは別に、川でいいますと、河川水辺の国勢調査とか、ああいった形でずっと今まで調べてきているものもございまして、それぞれの目的に応じた形でモニタリングというのを進めてまいりたいと思っています。それにつきましては、きちんと出せるものは公表しながら、どういう状況かというのはまたご説明する、これはやっていきたいと思っています。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、知事の方にご意見を伺いたいと思いますが、相模川関係から 委員の代理の方からよろしくをお願いします。

【委員】 委員の代理で参りました と申します。

1つお礼と、もう1つお願いを申したいと思っております。先ほども出たんですが、資料3 - 1の相模川水系の河川整備基本方針でございまして、6ページに、河床材料の経年的変化というお話が出ましたが、「土砂の移動、連続性を回復するため、上流から海岸までを一体的に捉えた総合的な土砂管理を進める」ということで、これを明記していただいたということで、大変うれしく思っております。以前も申し上げましたが、知事みずから大変力を入れておられて、議員たちも会派を超えて取り組んでいるところでございまして、これを契機に頑張っていきたいと思っております。

もう1つお願いでございまして、資料1の右のほうに航空写真がついてございます。三川合流のところに、この航空写真でもわかるとおり、左の市街地、右のほうは用地買収が進んでおりますので家屋があらかた撤去されておりますが、上流を河道拡幅、これを今後積極的にやってまいりたいと思っております。直轄区間の下流でございまして、先日の台風でも1万2,000世帯にわたる避難勧告が出されたということもございまして。地元要望も強いところでございまして、下流の堤防整備も引き続きご努力願いたいと思っております。

以上でございまして。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、続いて、委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 でございます。

山梨県の見解を取り入れていただきました。上流側のことにつきまして、災害等ない、起きていないじゃないかというような表現がございましたので、先ほど近藤委員長に説明していただきましたように、昭和57年、58年等につきまして、資料3-1の基本方針の4ページの上のほうに、河口湖で嘯放水路とか、葛野川におきます深城ダムというようなどころを入れていただきましたので、よかったかと思っております。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、次に阿賀野川水系に入りますが、最初に委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 代理の でございます。よろしくお願いします。

基本方針につきましては、特に異存はございません。ありがとうございます。小委員会の場において意見を述べさせていただいており、今後、策定される河川整備計画の中で、流域内の洪水調節施設等の取り扱いについて、随時検討のほうの情報交換をよろしくお願いいたします。

また、方針の策定後につきましては、できるだけ速やかに整備計画の策定に着手していただき、県との調整を行っている関係河川につきまして、整備計画に位置づけていただきますようお願い申し上げます。

県としての意見は以上でございます。ありがとうございました。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 でございます。

まず初めに、この7月16日に発生しました新潟県中越沖地震では、国土交通省をはじめ、多くの方々からご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。平成16年の中越大震災から3年もたたないうちにまた発生したということで、現在懸命に復旧・復興に取り組んでいるところでございます。この場をかりまして御礼申し上げます。

阿賀野川の河川整備基本方針につきましては、検討小委員会の熱心な審議を踏まえた本文案であり、新潟県としては異存ございません。この河川整備基本方針をもとにした河川

整備計画の早急な策定をお願いいたしまして、新潟県としてお願いいたします。

以上です。

【虫明分科会長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、鶴川につきまして、委員の代理の方、よろしく願いします。

【委員】 でございます。よろしくお願いいたします。

鶴川につきましては特に意見はございません。引き続き基本方針策定に向けてよろしくお願いしたいというように思っております。

【分科会長】 ありがとうございます。

それでは、最後になります。矢部川につきまして、委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 と申します。

矢部川の整備方針については特に意見はありませんが、矢部川流域は自然豊かな流域を流れまして、日本一ののりの生産の有明海に注いでいる河川でございます。また、河川愛護活動も非常に盛んなところでございます。今後とも治水、利水、環境のバランスのとれた河川整備基本方針を策定していただき、また早急な河川整備計画もつくっていただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。

時間も大分ありますので、もし全体を通じて何かご意見があれば。委員の方いかかでしょうか。

【委員】 福島県の阿賀野川、前に拝見したときに、蛇籠とか、伝統工法というんですか、随分自然に見合うように使われていたんですけど、今はそれは継続されてないんでしょうか。いい感じに、とても安らぐような伝統工法としてしっかり残っていましたけれども。

【分科会長】 それは上流のほうですか。

【委員】 上流のほうです。

【委員】 今、かごマット工法とか、現場にあわせた工法で一部はやっております。すべてがすべてじゃかご等でやっているということではございません。

【委員】 阿賀野川と、野が入らないところと2つあるんですね。失礼しました。

【事務局】 委員が言われたのは、竹でつくったじゃかごのことを言われているの

ではないでしょうか。今は竹では編んでないでしょう。

【委員】 昔からやっておられた……。

【委員】 今はそういう竹で編んだ、そういうものはやっておりません。

【事務局】 今は、編む人がいないんじゃないでしょうか。

【事務局】 福島県の管内だけではなくて、きっと言ったのは、粗朶を使った粗朶沈床とか、そういう昔ながらの伝統方法で非常に自然にも、あるいは景観にもやさしいような、そういう工法だと思いますけれども、そういうものがもう何年前から伝統工法ですとか、あるいは多自然型の川づくりということでやっておるものをございまして、これからもぜひそういったものについては積極的に活動していきたいなというふうに考えているところをございます。

【委員】 です。

新潟県は随分そういう伝統工法を使っています、そこからミャンマー等東南アジア諸国にも技術輸出されるような工法として評価されています。国内では伝統工法と言われる工法が多く、河川で使われ、すばらしい川がいっぱいあるんです。日本の河川では、明治時代、大正時代に随分護岸・水制を施工したんです。今の利根川のふだん流れている流路がありますよね。低水路と我々は言うんですが、その低水路の河岸は、ほとんど明治から大正時代に施工された水制を中心に形成されています。古い水制は壊れたんですけども、水制本体の周りの詰め石や、その基礎が残りマウンド化していますが、そのところに木とか草本類が生えまして、それが今の低水路の線形をつくっているんですよ。ですから、私は最初勉強したときは、伝統工法なんていうのは、今の時代にあわないんじゃないかと思っていたんですけど私の理解不足で、以前に我々の先輩がやってきたことが現在の河川のいわゆる多自然型川づくりとして非常に生きているんですよ。自然らしい川づくりというので生きていまして、大変よかったな思っています。川は経年的に少しずつ変わっていきますので、それでも柔軟に、川底が掘れても柔軟に変形でき、長持ちするものをつくと、そこに土砂がたまっていい水辺ができ、十分役立つということが、学術的にも、技術的にも相当わかってまいりました。私どもも、川底の変化と川岸の変化との関係を見て、できるだけ変化に柔軟に対応できて、かつ単目的ではなくて、状況が変わっても対応できるような、そういう考え方で設計をやらうとしています。

【分科会長】 ありがとうございました。

【委員】 相模川について、環境ですけども、外来種対応をしっかりとやるということが

書いてあったかと思うんですけども、流域の形を見ると、矢部川はクリークの地帯で水位がかなり高いのかと思いますが、アレチウリとかちょっと心配な感じもするのですが、矢部川に限って、外来種の大規模進入などということは問題になっていないのか、まだ進入していないのか、ちょっと情報があったら教えてくださいませんか。

外来種の対応ということが相模川については書いてあるんです。これはアレチウリ、その他で大変なことになっているんですけども、ほかの流域については外来種対応、植物ですが、ないんですけども、流域の形を見ると、矢部川はそういう可能性があっておかしくないなと思うんですが、まだ九州にはそういう攪乱性の外来植物は入っていないのかも思えないんですけど、何かそういう情報は。クリークになっているようなところに果たして大量に入るものかどうか、ちょっと私も総合的に判断しきれないんですけども、入っておかしくはないので、そういう事例はないんですか。もし入っているとすると、これは一気に拡大する可能性があるので注意が必要かなと思って、状況がもしおわかりだったら。

【事務局】 クリークがありまして、入っているかどうかというのは、今データがない中でわかりませんが、可能性として、いろいろな意味での植物の外来種というのはふえたりする可能性はあると思います。今、本文の資料4-4、対比表にそこを書いてございまして、3ページの上から5行目のところでございますが、これは抽水植物ではなくてオオキンケイギクですけども、こういったものが今確認されているということで、そちらの記述をさせていただいてございます。

【委員】 わりにオオキンケイギク、マークされることが多いんですけど、量的にとんでもないことをやるのはアレチウリで、オオキンケイギクが入っているんだとすると、入ってくる可能性はないではない。ちょっと気になります。

【分科会長】 ありがとうございます。

何か地元の方で、外来種について情報があれば、代理の方でも結構ですが。もしあれば。

【委員】 整備計画のときに出していただければ。

【分科会長】 そうですね、整備計画のときに。大体どこでも聞きますよね、外来種というのは。だから、特記していない場合もあるかもわかりませんが、整備計画のときにそれが議論になるだろうと思います。

ほかはいかがでしょうか。

ひととおりご意見もいただいたようですので、今回の付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました「相模川水系」、「阿賀野川水系」、「鶴川水系」及び「矢部川水系」に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会としては「適当と認める」ということといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにいたします。

各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後、事務局におきましても、これを十分に検討し、施策の上に取り入れていただきたいと思います。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により「分科会の議決は会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができる」とこととされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思います。

それでは最後に、今回の議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

第29回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。

引き続きこの後15時から第30回社会資本整備分科会を予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

了